

## 家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の 遵守状況調査の結果について

- 1 家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況調査については、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の強化について」（平成23年9月12日付け23消安第3135号農林水産省消費・安全局長通知）の1に基づき都道府県が調査を実施し、その結果については12月9日付けで公表しているところ。しかしながら、188農場については調査が終了していない結果となっていたため、全対象農場の調査が終了した12月9日現在の結果を再度、都道府県に提出いただいたところ。その結果、概要は以下のとおり。

### （1）調査農場数及び調査終了数について

全対象農場について調査が終了。

### （2）適切な飼養衛生管理が行われている農場について

・ 9,288農場のうち、適切な飼養衛生管理が行われている農場（飼養衛生管理について改善指導が不要な農場及び改善が済んでいる農場）が合計7,465農場（80.4%）あり、前回の公表結果より9.2%増加している。

### （3）飼養衛生管理に不備がある農場について

9,288農場のうち、飼養衛生管理に不備がある農場（改善指導中の農場）が1,823農場（19.6%）あり、前回の公表結果より7.2%減少している。主な不備事項は以下のとおり。

- ・ 入場車両・物品の消毒
- ・ 農場内専用の衣服等への更衣
- ・ 家きん舎内の消毒
- ・ 防鳥ネット・金網
- ・ ねずみの駆除

- 2 本調査結果を都道府県にお知らせするとともに、別紙の内容により当省ホームページに掲載し、高病原性鳥インフルエンザの侵入防止についての警戒レベルを高めるとともに、再度、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導の徹底を行うよう別添の消費・安全局長通知により都道府県に求めたところ。